

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１５２」を「別紙１－１５７」に改める。

第５条中「別紙１－１５２」を「別紙１－１５７」に改める。

第１１条中「令和４５年７月１３日」を「令和４５年７月９日」に改める。

第１４条中「別紙１－１５２」を「別紙１－１５７」に改める。

別紙１－２から別紙１－６、別紙１－９、別紙１－１２、別紙１－１３、別紙１－１
６、別紙１－２４、別紙１－２５、別紙１－２７、別紙１－３１、別紙１－３４、別紙
１－３９、別紙１－４０、別紙１－４７、別紙－５１、別紙１－６２、別紙－６９、別
紙－７０、別紙１－７４、別紙１－９１、別紙１－９９から別紙１－１０１、別紙１－
１０４から別紙１－１０８、別紙－１１０、別紙－１１１、別紙１－１１４、別紙１－
１１５、別紙１－１１９から別紙１－１２５、別紙１－１２７から別紙１－１３０、別
紙１－１３２から別紙１－１５２を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
 京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町	から	120	25.1	
京都府城陽市 寺田金尾	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 (3. 50 メートル) (暫定4車線)
3. 50 メートル、 3. 75 メートル 6車線

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から	(4 車線)	(6 車線)	(暫定4車線)
京都府城陽市 寺田金尾 まで	6 車線	6 車線	6車線

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

638, 673 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|-----------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5 年 | 12 月 | 4 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 31 日 | (暫定4車線供用) |
| | 令和 | 13 年 | 3 月 | 31 日 | (6車線化完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

742, 328 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 707, 017 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
 京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾	から	120	3.5	
京都府八幡市 美濃山荒坂	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

109, 244 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10 年 | 1 月 | 20 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 4 月 | 30 日 | (供用開始) |
| | 令和 | 4 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 134 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 102, 696 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
 大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延 長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市 原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から	(4 車線)	(6 車線)	(暫定4車線)
大阪府高槻市 原 まで	6 車線	6 車線	6車線

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1. 75×2) 2. 50×2	(3. 50) 5. 00	(1. 75) 2. 50	(1. 25) 1. 25	(3. 00) 3. 75	(暫定4車線) 6車線

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

630, 565 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

750, 028 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 714, 323 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(口) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4) 工事予算

383, 404 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 12 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 12 月 | 10 日 | (供用開始) |
| | 令和 | 5 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

407, 476 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 401, 084 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
 兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 兵庫県神戸市 北区八多町	から まで	120	22.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

384, 946 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日	
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	12 月	10 日	(箕面とどろみIC～川西IC 供用開始)
	平成	30 年	3 月	18 日	(川西IC～神戸JCT 供用開始)
	令和	5 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

413, 320 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 408, 826 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
 兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀	から	80	11.5	
兵庫県宍粟市 山崎町市場	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	宍粟ジャンクション

(4) 工事予算

74,058 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 令和 4 年 3 月 12 日(供用開始)
- 令和 6 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

81, 824 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 77, 760 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市東沖洲 から
 徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 東沖洲	から	100	4.7	
徳島県徳島市 川内町富久	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 東沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2 車線	4 車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- 一 メートル (土工部)
- 一 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 東沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 東沖洲	立体接続	徳島沖洲インターチェンジ

(4) 工事予算

119,965 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11年	1月	8日
②工事の完成予定年月日	令和	4年	3月	21日（供用開始）
	令和	6年	3月	30日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

132, 865 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 126, 810 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
 徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東	から	100	10.9	
徳島県鳴門市 大津町大代	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

93,127 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

[illegible]

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 682 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 102, 575 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
 大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	から	100	28.3	
大分県宇佐市 大字山本	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

(4) 工事予算

85,931 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成年月日 平成 27 年 3 月 1 日（豊前～宇佐間供用開始）

平成 28 年 4 月 24 日（椎田南～豊前間供用開始）

令和 3 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

98,724 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一百万円)(消費税込み)

(債務引受額 97,599 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10, 308 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 62 年 | 3 月 | 24 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 369 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 834 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 153 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 536 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 474 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ツ道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12 年 | 1 月 | 18 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27 年 | 3 月 | 22 日 | (供用開始) |
| | 令和 | 5 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 468 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 798 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
 大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目	から	80	1.0	
大阪府摂津市 鶴野二丁目	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0. 75×2	1. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 — メートル (土工部)
1. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3, 290 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日
②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 646 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 480 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション

(4) 工事予算

12, 015 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 3月 | 18日 | (供用開始) |
| | 令和 | 4年 | 3月 | 30日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 163 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 040 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

629 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	令和	8 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

865 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額	832 百万円)(消費税込み)
-------------	-----------------

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
 京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目	から	80	10.2	
京都府綾部市 有岡町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 178 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 3 月 26 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 487 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 377 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 10年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 325 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 271 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

943 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 24 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 314 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 265 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

752 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|------|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6 年 | 1 月 | 26 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 3 年 | 2 月 | 27 日 | (供用開始) |
| | 令和 | 4 年 | 3 月 | 30 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 081 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 060 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

610 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 48 年 | 9 月 | 29 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

921 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 889 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

791 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 2 年 | 5 月 | 15 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 259 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 218 百万円)(消費税込み)

（協定第４条第１項及び第５条第１項関連）

（機構法第１３条第１項第２号及び４号に定める協定記載事項）

東九州自動車道（佐伯弥生PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1, 471 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 令和 元 年 9 月 23 日(上り線供用開始)

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 796 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 758 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額**(1) 工事予算**

30, 399 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36, 261 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月29日 (残事業完成)	1,848百万円	2,123百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月 6日 (残事業完成)	2,516百万円	2,764百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年 9月26日 (供用開始) 平成28年 9月29日 (残事業完成)	2,604百万円	3,081百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 3月26日 (供用開始) 平成23年 6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,720百万円	2,026百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1号 線及び市道 植木町広住 線	熊本県熊本市 北区植木町石 川及び熊本県 熊本市北区改 寄町	立体接続	平成23年4月23日	平成31年 3月24日 (供用開始) 令和2年 3月30日 (残事業完成)	2,392百万円	3,089百万円	—	本線 直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 令和2年 9月30日 (残事業完成)	349百万円	461百万円	—	宝塚北 SA
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月14日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	352百万円	412百万円	—	松茂 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	市道塚原第3 号線(仮称) 及び市道塚 原第4号線 (仮称)	熊本県熊本 市南区城南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年 7月 9日 (供用開始) 平成30年 6月30日 (残事業完成)	1,450百万円	1,810百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月18日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	2,120百万円	2,419百万円	—	大分方面： 本線直結型 長崎方面： 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	1,091百万円	1,562百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成26年12月13日 (供用開始) 平成27年12月12日 (残事業完成)	217百万円	243百万円	—	今川 PA
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月 1日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	350百万円	370百万円	—	上毛 PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手および完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道和歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年 3月10日 (供用開始) 令和4年 9月30日 (残事業完成)	4,930百万円	5,614百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年 3月31日 (供用開始) 平成31年 3月30日 (残事業完成)	771百万円	1,044百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成31年 3月30日 (一部供用開始) 令和2年 3月20日 (一部供用開始) 令和3年 3月13日 (供用開始) 令和4年 3月30日 (残事業完成)	1,137百万円	1,543百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成28年 9月24日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	685百万円	870百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成28年11月27日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	911百万円	1,082百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年 3月25日 (供用開始) 平成29年12月30日 (残事業完成)	1,168百万円	1,399百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	令和元年10月 6日 (供用開始) 令和2年 9月30日 (残事業完成)	2,612百万円	3,012百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
 和歌山県田辺市稲成町 まで

(ロ) 延 長 26.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口	から	80	26.9	
和歌山県田辺市 稲成町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(木) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

108, 551 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
平成 28 年 7 月 1 日
- ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 2 年 5 月 1 日
- ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

- イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)
令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)
- ロ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 12 年 3 月 31 日
- ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

131, 180 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 125, 239 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
 香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで		
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	第1種第3級	道路構造令
香川県高松市 前田東町	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	100	36. 2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで			
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	80	15. 6	
香川県高松市 前田東町	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4 車線	4 車線	4車線化
香川県高松市 前田東町	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	2, 50×2	5, 00	2. 50	1. 00	3. 50	
	トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)	
香川県高松市 前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75, 044 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 24 年 5 月 17 日
②工事の完成年月日	平成 29 年 11 月 21 日 (一部外々運用)
	平成 30 年 6 月 16 日 (一部外々運用)
	平成 30 年 9 月 13 日 (一部外々運用)
	平成 31 年 3 月 8 日 (供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82, 727 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 82, 361 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 81, 430 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
 長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町	から	80	11.3	
長崎県長崎市 中里町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

- (リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

- #### (4) 工事予算

44,893 百万円(消費税込み)

- (5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 29 日(長崎芒塚～長崎多良見間:一部完成)

令和 元年 6 月 28 日（長崎芒塚～長崎多良見間:4車線運用開始）

令和 4 年 3 月 17 日（長崎～長崎芒塚間:4車線運用開始）

令和 5 年 3 月 30 日(事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 787 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 409 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	19.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口	から	4 車線	4 車線	4車線化
和歌山県有田郡 有田川町天満	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

109, 124 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日 令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115, 062 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 109, 565 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4) 工事予算

1,459 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,719 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,643 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(幸地IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,412 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26 年	9 月	9 日
②工事の完成予定年月日	令和	7 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,652 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,580 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26 年 | 9 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

490 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(湯田温泉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市吉田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道湯田パーキング線	山口県山口市吉田	立体接続	湯田温泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 608 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	26 年	9 月	9 日
②工事の完成年月日	令和	2 年	3 月	21 日 (供用開始)
	令和	3 年	3 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 913 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 2, 877 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(中山スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県伊予市双海町上灘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日尾野引坂線	愛媛県伊予市双海町上灘	立体接続	中山スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1,369 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 26 年 9 月 9 日
②工事の完成年月日	令和 2 年 3 月 21 日 (供用開始)
	令和 3 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 568 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 1, 515 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(人吉球磨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県人吉市七地町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインターチェンジ第1号線及び 市道スマートインターチェンジ第2号線	熊本県人吉市浪床町	立体接続	人吉球磨スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 123 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	26 年	9 月	9 日
②工事の完成年月日	令和	元 年	8 月	10 日 (供用開始)
	令和	2 年	9 月	30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 459 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)

(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府門真市三ツ島一丁目 から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	第1種第3級	
大阪府門真市 大字蔭島	まで		
大阪府門真市 大字蔭島	から	第2種第2級	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	80	0. 8	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			
大阪府門真市 大字蔭島	から	60	1. 1	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

設 計 区 間		車線の幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	3. 50メートル	
大阪府門真市 大字蔭島	まで		
大阪府門真市 大字蔭島	から	3. 25メートル	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

別 紙 1

(木) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4 車線	4 車線	
大阪府門真市 大字蔭島	まで			
大阪府門真市 大字蔭島	から	4 車線	4 車線	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間		中央帯の標準幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	— メートル (土工部)	
大阪府門真市 大字蔭島	まで	2. 25 メートル (橋梁部)	
大阪府門真市 大字蔭島	から	1. 75 メートル (土工部)	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで	1. 75 メートル (橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

別 紙 1

(4) 工事予算

61, 075 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

81, 264 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 77, 525 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

30, 829 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	令和	3 年	1 月	1 日
②工事の完成予定年月日	令和	11 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38, 623 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 36, 893 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 737 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 29 年 | 9 月 | 22 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 145 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(雲南加茂スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町三代

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 加茂インター線(仮称)	島根県雲南市加茂町三代	立体接続	雲南加茂スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 101 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 29 年 | 9 月 | 22 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 4 年 | 6 月 | 30 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 383 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)

(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号 (有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から
	兵庫県神戸市西区平野町中津	まで

(ロ) 延 長	6.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	から	80	6.2	
兵庫県神戸市西区 平野町中津	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	から	4 車線	4 車線	
兵庫県神戸市西区 平野町中津	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

75, 696 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日

ハ 兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日

ニ 兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日

ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫨谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

80, 844 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 76, 974 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(延岡南道路)

(宮崎県延岡市石田町から宮崎県延岡市伊形町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 延岡南道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県延岡市石田町 から
 宮崎県延岡市伊形町 まで

(ロ) 延 長 0.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県延岡市石田町	から	100	0.7	
宮崎県延岡市伊形町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県延岡市石田町	から	2 車線	4 車線	
宮崎県延岡市伊形町	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 － メートル (土工部)

 － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号(延岡道路)	宮崎県延岡市石田町	平面接続	本線
一般国道10号	宮崎県延岡市伊形町	立体接続	延岡南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

1, 439 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 30 年 5 月 1 日
②工事の完成年月日	令和 2 年 3 月 30 日(延岡南料金所供用)
	令和 3 年 3 月 30 日(事業完了)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 016 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 010 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)

(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県姶良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道10号

(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	鹿児島県霧島市隼人町住吉	から
	鹿児島県始良市加治木町反土	まで

(ロ) 延 長	7.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	80	7.3	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉 から 鹿児島県始良市加治木町反土 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 280 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 803 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 505 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))

(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市歌姫町 から
奈良県奈良市八条三丁目 まで

(ロ) 延 長 6.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	80	6.1	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 から 奈良県奈良市八条三丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 0	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 － メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ (仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

78, 223 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)まで
令和 9 年 10 月 1 日(予定)

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

100, 538 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 95, 894 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号 (有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 奈良県奈良市八条三丁目 から
奈良県大和郡山市横田町 まで

(ロ) 延 長 6.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	80	6.3	

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 から 奈良県大和郡山市横田町 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

1. 50 メートル (土工部)

1. 50 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ (仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ (仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4) 工事予算

45, 066 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで
令和 7 年 4 月 1 日(予定)

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54, 213 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51, 739 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容**(1) 路線名**

一般国道497号

(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から
	長崎県佐世保市大塔町	まで

(ロ) 延 長	16.9 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	80	16.9	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免 から 長崎県佐世保市大塔町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル および 2.25 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

90, 800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

112, 602 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 107, 530 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 095 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 30 年 | 9 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 6 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 479 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

九州縦貫自動車道鹿児島線（味坂スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鳥栖朝倉線(仮称)	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	味坂スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

4, 443 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	30年	9月	1日
②工事の完成予定年月日	令和	6年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 176 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 から
 滋賀県大津市上田上牧町 まで

(ロ) 延 長 28.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	から	120	28.5	
滋賀県大津市 上田上牧町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50メートル、 3. 75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	6 車線	6 車線	6車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
滋賀県甲賀市 甲賀町岩室 から 滋賀県大津市 上田上牧町 まで	土工(掘割)部分	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員	4. 50	メートル	(土工部)
	4. 50	メートル	(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4) 工事予算

101,852 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	令和	元	年	5	月	1	日	
②工事の完成予定年月日	令和	4	年	3	月	29	日	(一部完成)
	令和	9	年	3	月	31	日	

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

120, 316 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 114, 904 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)

(広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号 (有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	広島県安芸郡坂町横浜東	から
	広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延 長	12.2 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東	から	80	12. 2	
広島県呉市 二河町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県安芸郡坂町 横浜東	から	4 車線	4 車線	4車線化
広島県呉市 二河町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
広島県安芸郡坂町 横浜東 から 広島県呉市 二河町 まで	土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

74, 325 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 元 年 7 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

92, 621 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 88, 455 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(阿波スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

徳島県阿波市市場町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速インター線(仮称)	徳島県阿波市市場町	立体接続	阿波スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 590 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 元 年 | 10 月 | 24 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 076 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道2号(広島岩国道路)(大竹西JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号（有料道路名：広島岩国道路）

(2) 工事の箇所

広島県大竹市御園

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道2号（岩国大竹道路）	広島県大竹市御園	立体接続	大竹西ジャンクション（仮称）

(4) 工事予算

1, 000 百万円（消費税込み）

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 286 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 232 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(今治湯ノ浦IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道196号 (有料道路名: 今治・小松自動車道(今治小松道路))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県 今治市長沢	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県 今治市長沢	立体接続	今治湯ノ浦インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 006 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 737 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 582 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県大飯郡おおい町福谷 から
 福井県小浜市鯉川 まで

(ロ) 延 長 11.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県大飯郡 おおい町福谷	から	80	11.5	
福井県小浜市 鯉川	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福井県大飯郡 おおい町福谷 から 福井県小浜市 鯉川 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

20, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 523 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 338 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県真庭市蒜山西茅部 から
鳥取県日野郡江府町佐川 まで

(ロ) 延 長 15.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市 蒜山西茅部	から	80	15.3	
鳥取県日野郡 江府町佐川	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市 蒜山西茅部 から 鳥取県日野郡 江府町佐川 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 891 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 410 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道

(徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県阿波市土成町吉田 から
 徳島県美馬市脇町拝原 まで

(ロ) 延 長 18.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	100	18.8	
徳島県美馬市脇町拝原	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田 から 徳島県美馬市脇町拝原 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 5	1. 75	1. 00	2. 75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

46, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

56, 378 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 760 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道

(愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛媛県伊予市稲荷 から
愛媛県喜多郡内子町内子 まで
(なお、事業着手する区間については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までとする。)

(ロ) 延長 24.0 キロメートル (9.7キロメートル)
※()内は、愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 から 愛媛県喜多郡内子町内子 まで	80	24. 0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 から 愛媛県喜多郡内子町内子 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

94, 000 百万円(消費税込み)

(うち、愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの工事予算 60, 000 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 12 年 | 3 月 | 31 日 |

(なお、上記については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

73, 461 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 70, 050 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道3号(南九州西回り自動車道(鹿児島道路))

(鹿児島県日置市東市来町美山から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道3号(南九州西回り自動車道(鹿児島道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鹿児島県日置市東市来町美山 から
鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで
(なお、事業着手する区間については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までとする。)

(ロ) 延長 6.1 キロメートル (2.3 キロメートル)
※()内は、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	100	6.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山 から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

32, 933 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事予算 14, 000 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 12 年 | 3 月 | 31 日 |

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17, 847 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 17, 018 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(三木スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

兵庫県三木市加佐

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道加佐草加野線	兵庫県三木市	立体接続	三木スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 951 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 7 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 257 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(篠坂PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県笠岡市篠坂

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道篠坂スマートインターチェン ジアクセス上り線及び市道篠坂ス martインターチェンジアクセス下 り線	岡山県笠岡市	立体接続	篠坂PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 446 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 695 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(八本松スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市八本松町正力

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道正力西1号線	広島県東広島市	立体接続	八本松スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 981 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 9 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 515 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(観音寺スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の箇所

香川県観音寺市古川町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速連絡1号線 市道高速連絡2号線	香川県観音寺市	立体接続	観音寺スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 479 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 8 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 911 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(新富スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高鍋高岡線	宮崎県児湯郡新富町	立体接続	新富スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 849 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 令和 | 2 年 | 12 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 9 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 366 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岡山県加賀郡吉備中央町西 から
 岡山県高梁市有漢町有漢 まで

(ロ) 延 長 12.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県加賀郡 吉備中央町西	から	80	12.9	
岡山県高梁市 有漢町有漢	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岡山県加賀郡 吉備中央町西 岡山県高梁市 有漢町有漢	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 017 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 574 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

(鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県日野郡江府町佐川 から
 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 まで

(ロ) 延 長 8.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県日野郡 江府町佐川	から	80	8.3	
鳥取県西伯郡 伯耆町金屋谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県日野郡 江府町佐川 から 鳥取県西伯郡 伯耆町金屋谷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

26,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 709 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 234 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)

(鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号(安来道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県米子市陰田町 から
 島根県安来市佐久保町 まで

(ロ) 延 長 6.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県米子市 陰田町	から	100	6.6	
島根県安来市 佐久保町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県米子市 陰田町 から 島根県安来市 佐久保町 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

29, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35, 928 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 257 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)

(福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町船迫 から
 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで

(ロ) 延 長 6.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	80	6.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 から 福岡県築上郡築上町上ノ河内 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 25 メートル (土工部)

2. 25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

35, 000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | |
|-------------|------------------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 3 年 5 月 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 13 年 3 月 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

43, 404 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 385 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大分県大分市宮河内 から
 大分県臼杵市野田 まで

(ロ) 延 長 14.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県大分市宮河内	から	100	14.0	
大分県臼杵市野田	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大分県大分市宮河内 から 大分県臼杵市野田 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

53, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 3 年 | 5 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 13 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64, 420 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 61, 424 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 宮崎県児湯郡高鍋町上江 から
 宮崎県西都市岡富 まで
 (なお、事業着手する区間については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までとする。)

(ロ) 延 長 12. 1 キロメートル (4. 7キロメートル)
 ※()内は、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 から 宮崎県西都市岡富 まで	100	12. 1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 から 宮崎県西都市岡富 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

36, 000 百万円(消費税込み)

(うち、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事予算 18, 000 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 令和 3 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 314 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 276 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(黒丸スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県東近江市蛇溝町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道黒丸スマートインターチェンジ上り線 市道黒丸スマートインターチェンジ下り線	滋賀県東近江市蛇溝町	立体接続	黒丸スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 906 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手予定年月日 | 令和 | 3 年 | 9 月 | 1 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 令和 | 10 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 260 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 1－152 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市岡津 から
 福井県小浜市府中 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市 岡津	から	80	11.3	
福井県小浜市 府中	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福井県小浜市 岡津 から 福井県小浜市 府中 まで	4 車 線	4 車 線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

61, 000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手(予定)年月日 令和 4 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

78, 078 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 74, 585 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線

**(鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷から鳥取県米子市赤井手まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 から
 鳥取県米子市赤井手 まで

(ロ) 延 長 9.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 から 鳥取県米子市赤井手 まで	80	9.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷 から 鳥取県米子市赤井手 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

17, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 010 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 025 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道広島浜田線

**(広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名 中国横断自動車道広島浜田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 広島県山県郡北広島町新庄 から
 島根県浜田市旭町丸原 まで
 (なお、事業着手する区間については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、
 及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までとする。)

(ロ) 延 長 26.6 キロメートル (11.2キロメートル)
 ※()内は、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、
 及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 から 島根県浜田市旭町丸原 まで	80	26.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 から 島根県浜田市旭町丸原 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

109, 000 百万円(消費税込み)

(うち、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、
及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事予算 75, 000 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、
及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

94, 558 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 90, 383 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、
及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(大分県津久見市下青江から大分県佐伯市上岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大分県津久見市下青江 から
大分県佐伯市上岡 まで
(なお、事業着手する区間については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までとする。)

(ロ) 延 長 13.0 キロメートル (3.3キロメートル)
※()内は、大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種第 2 級(道路構造令)

(口) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県津久見市下青江 から 大分県佐伯市上岡 まで	100	13.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大分県津久見市下青江 から 大分県佐伯市上岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

107, 000 百万円(消費税込み)

(うち、大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事予算

37, 000 百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 797 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43, 747 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)

(京都府船井郡京丹波町須知から京都府宮津市宮村まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号 (有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府船井郡京丹波町須知 から
京都府宮津市宮村 まで

(ロ) 延 長 52.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府船井郡 京丹波町須知	から	80	52.6	
京都府宮津市 宮村	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府船井郡 京丹波町須知	から	2 車線	4 車線	
京都府宮津市 宮村	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
京都府船井郡 京丹波町須知 から 京都府綾部市 七百石町 まで	土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
	トンネル部分	1. 25 × 2	2. 50	-	-	-	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	-	-	-	
京都府綾部市 七百石町 から 京都府宮津市 宮村 まで	土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	-	-	-	
	トンネル部分	1. 25 × 2	2. 50	-	-	-	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
 ー メートル (土工部)
 ー メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都府船井郡 京丹波町須知	平面接続	本線
一般国道173号	京都府船井郡 京丹波町和田	立体接続	京丹波みずほインターチェンジ
一般国道27号	京都府船井郡 京丹波町才原	立体接続	京丹波わちインターチェンジ
一般国道27号	京都府綾部市 安国寺町	立体接続	綾部安国寺インターチェンジ
近畿自動車道 敦賀線	京都府綾部市 七百石町	立体接続	綾部ジャンクション
府道内宮地頭線	京都府舞鶴市 地頭	立体接続	舞鶴大江インターチェンジ
府道綾部大江宮津線	京都府宮津市 宮村	立体接続	宮津天橋立インターチェンジ
一般国道312号 (山陰近畿自動車道)	京都府宮津市 喜多	平面接続	本線(京都府)

別 紙 1

(4) 工事予算

27, 774 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 令和 5 年 3 月 31 日

②工事の完成予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 896 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	178,237百万円
R 3	243,500百万円
R 4	412,944百万円
R 5	191,239百万円
R 6	143,512百万円
R 7	139,335百万円
R 8	127,590百万円
R 9	44,354百万円
R 1 0	44,431百万円
R 1 1	44,844百万円
R 1 2	46,198百万円
R 1 3	47,157百万円
R 1 4	49,220百万円
R 1 5	49,744百万円
R 1 6	52,430百万円
R 1 7	51,220百万円
R 1 8	52,254百万円
R 1 9	52,891百万円
R 2 0	53,876百万円
R 2 1	54,842百万円
R 2 2	54,732百万円
R 2 3	54,501百万円
R 2 4	54,360百万円
R 2 5	54,500百万円
R 2 6	53,820百万円
R 2 7	53,093百万円
R 2 8	53,477百万円
R 2 9	53,848百万円
R 3 0	54,477百万円
R 3 1	53,387百万円
R 3 2	53,909百万円
R 3 3	55,014百万円
R 3 4	55,665百万円
R 3 5	55,183百万円
R 3 6	55,198百万円
R 3 7	54,314百万円
R 3 8	54,944百万円
R 3 9	53,735百万円
R 4 0	54,223百万円
R 4 1	53,852百万円
R 4 2	53,863百万円
R 4 3	53,818百万円
R 4 4	53,844百万円
R 4 5	14,724百万円

(注1) 平成18年度から令和2年度までは実績値を、令和3年度は実績見込値を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	79,136百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	276百万円
H29	1,209百万円
H30	1,065百万円
R1	1,165百万円
R2	540百万円
R3	791百万円
R4	1,155百万円
R5	3,394百万円
R6	2,541百万円
R7	2,633百万円
R8	1,559百万円
R9	451百万円
R10	0百万円
R11	0百万円
R12	0百万円
R13	0百万円
R14	0百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和2年度までは実績値を、
令和3年度は実績見込値を記載している

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(499, 925百万円) 510, 013百万円	(69, 628百万円) 74, 784百万円	(332, 649百万円) 357, 283百万円	(107, 706百万円) 115, 682百万円	(224, 943百万円) 241, 601百万円
H 1 9	(509, 334百万円) 509, 334百万円	(76, 047百万円) 79, 849百万円	(363, 317百万円) 381, 483百万円	(117, 636百万円) 123, 517百万円	(245, 681百万円) 257, 966百万円
H 2 0	(502, 022百万円) 485, 996百万円	(75, 381百万円) 76, 489百万円	(360, 133百万円) 365, 426百万円	(116, 605百万円) 118, 318百万円	(243, 528百万円) 247, 108百万円
H 2 1	(399, 934百万円) 381, 671百万円	(58, 960百万円) 61, 193百万円	(281, 681百万円) 292, 353百万円	(91, 203百万円) 94, 659百万円	(190, 478百万円) 197, 694百万円
H 2 2	(410, 838百万円) 403, 375百万円	(61, 473百万円) 60, 260百万円	(293, 688百万円) 287, 895百万円	(95, 091百万円) 93, 215百万円	(198, 597百万円) 194, 680百万円
H 2 3	(395, 853百万円) 410, 885百万円	(58, 087百万円) 45, 466百万円	(277, 511百万円) 289, 436百万円	(89, 853百万円) 78, 667百万円	(187, 658百万円) 210, 769百万円
H 2 4	(395, 037百万円) 424, 597百万円	(58, 201百万円) 47, 363百万円	(278, 058百万円) 301, 509百万円	(90, 030百万円) 81, 949百万円	(188, 028百万円) 219, 560百万円
H 2 5	(397, 607百万円) 442, 443百万円	(35, 890百万円) 41, 477百万円	(228, 473百万円) 264, 040百万円	(62, 098百万円) 71, 765百万円	(166, 375百万円) 192, 275百万円
H 2 6	(488, 754百万円) 557, 169百万円	(47, 742百万円) 56, 249百万円	(303, 924百万円) 358, 080百万円	(82, 605百万円) 97, 325百万円	(221, 319百万円) 260, 755百万円
H 2 7	(489, 117百万円) 571, 084百万円	(51, 375百万円) 61, 589百万円	(327, 049百万円) 392, 073百万円	(88, 890百万円) 106, 564百万円	(238, 159百万円) 285, 509百万円
H 2 8	(538, 594百万円) 570, 996百万円	(46, 825百万円) 50, 863百万円	(298, 084百万円) 323, 788百万円	(81, 018百万円) 88, 004百万円	(217, 066百万円) 235, 784百万円
H 2 9	(546, 571百万円) 590, 008百万円	(43, 129百万円) 60, 380百万円	(274, 555百万円) 384, 377百万円	(74, 623百万円) 104, 472百万円	(199, 932百万円) 279, 905百万円
H 3 0	(550, 695百万円) 602, 493百万円	(29, 626百万円) 36, 081百万円	(188, 597百万円) 229, 687百万円	(51, 260百万円) 62, 428百万円	(137, 337百万円) 167, 259百万円
R 1	(558, 517百万円) 621, 903百万円	(10, 725百万円) 18, 073百万円	(68, 278百万円) 115, 054百万円	(18, 558百万円) 31, 271百万円	(49, 720百万円) 83, 783百万円
R 2	(566, 527百万円) 490, 291百万円	(20, 526百万円) 30, 246百万円	(130, 665百万円) 192, 543百万円	(35, 514百万円) 52, 332百万円	(95, 151百万円) 140, 211百万円
R 3	(493, 165百万円) 493, 165百万円	(21, 647百万円) 21, 647百万円	(137, 806百万円) 137, 806百万円	(37, 455百万円) 37, 455百万円	(100, 351百万円) 100, 351百万円
R 4	517, 585百万円	6, 399百万円	40, 736百万円	11, 072百万円	29, 664百万円
R 5	499, 835百万円	12, 301百万円	78, 310百万円	21, 284百万円	57, 026百万円
R 6	527, 134百万円	8, 979百万円	57, 161百万円	15, 536百万円	41, 625百万円
R 7	525, 778百万円	23, 566百万円	150, 022百万円	40, 775百万円	109, 247百万円
R 8	524, 798百万円	28, 118百万円	178, 995百万円	48, 650百万円	130, 345百万円
R 9	525, 025百万円	44, 804百万円	285, 217百万円	77, 521百万円	207, 696百万円
R 1 0	521, 850百万円	42, 795百万円	272, 429百万円	74, 045百万円	198, 384百万円
R 1 1	527, 834百万円	37, 721百万円	240, 130百万円	65, 266百万円	174, 864百万円
R 1 2	526, 793百万円	59, 801百万円	380, 690百万円	103, 470百万円	277, 220百万円
R 1 3	528, 583百万円	59, 905百万円	381, 350百万円	103, 649百万円	277, 701百万円
R 1 4	526, 411百万円	59, 377百万円	377, 990百万円	102, 736百万円	275, 254百万円
R 1 5	527, 353百万円	59, 429百万円	378, 322百万円	102, 826百万円	275, 496百万円
R 1 6	534, 376百万円	59, 970百万円	381, 762百万円	103, 761百万円	278, 001百万円
R 1 7	530, 582百万円	59, 648百万円	379, 713百万円	103, 204百万円	276, 509百万円
R 1 8	522, 342百万円	58, 492百万円	372, 357百万円	101, 205百万円	271, 152百万円
R 1 9	513, 278百万円	57, 283百万円	364, 660百万円	99, 113百万円	265, 547百万円
R 2 0	504, 214百万円	56, 031百万円	356, 688百万円	96, 946百万円	259, 742百万円
R 2 1	497, 711百万円	55, 100百万円	350, 763百万円	95, 336百万円	255, 427百万円
R 2 2	488, 925百万円	54, 019百万円	343, 881百万円	93, 465百万円	250, 416百万円
R 2 3	483, 293百万円	53, 346百万円	339, 597百万円	92, 301百万円	247, 296百万円
R 2 4	477, 232百万円	52, 608百万円	334, 900百万円	91, 024百万円	243, 876百万円
R 2 5	472, 895百万円	52, 050百万円	331, 348百万円	90, 059百万円	241, 289百万円
R 2 6	465, 039百万円	51, 156百万円	325, 655百万円	88, 512百万円	237, 143百万円
R 2 7	457, 452百万円	50, 301百万円	320, 214百万円	87, 033百万円	233, 181百万円
R 2 8	453, 116百万円	49, 713百万円	316, 470百万円	86, 015百万円	230, 455百万円
R 2 9	449, 857百万円	49, 261百万円	313, 590百万円	85, 232百万円	228, 358百万円
R 3 0	442, 243百万円	48, 233百万円	307, 051百万円	83, 455百万円	223, 596百万円
R 3 1	433, 682百万円	47, 302百万円	301, 123百万円	81, 844百万円	219, 279百万円
R 3 2	426, 772百万円	46, 376百万円	295, 228百万円	80, 242百万円	214, 986百万円
R 3 3	421, 152百万円	45, 538百万円	289, 893百万円	78, 792百万円	211, 101百万円
R 3 4	412, 805百万円	44, 417百万円	282, 756百万円	76, 852百万円	205, 904百万円
R 3 5	406, 055百万円	43, 636百万円	277, 783百万円	75, 500百万円	202, 283百万円
R 3 6	399, 264百万円	42, 788百万円	272, 382百万円	74, 032百万円	198, 350百万円
R 3 7	393, 941百万円	42, 235百万円	268, 863百万円	73, 076百万円	195, 787百万円
R 3 8	385, 497百万円	41, 104百万円	261, 664百万円	71, 119百万円	190, 545百万円
R 3 9	378, 615百万円	40, 397百万円	257, 164百万円	69, 896百万円	187, 268百万円
R 4 0	371, 411百万円	39, 438百万円	251, 061百万円	68, 237百万円	182, 824百万円
R 4 1	365, 435百万円	38, 740百万円	246, 615百万円	67, 029百万円	179, 586百万円
R 4 2	357, 120百万円	37, 702百万円	240, 010百万円	65, 234百万円	174, 776百万円
R 4 3	349, 864百万円	36, 804百万円	234, 290百万円	63, 679百万円	170, 611百万円
R 4 4	295, 251百万円	29, 995百万円	190, 945百万円	51, 898百万円	139, 047百万円
R 4 5	44, 434百万円	3, 677百万円	23, 410百万円	6, 363百万円	17, 047百万円

(注1) 平成18年度から令和2年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和3年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643, 757百万円) 660, 282百万円
H 1 9	(652, 624百万円) 655, 944百万円
H 2 0	(644, 959百万円) 622, 483百万円
H 2 1	(547, 669百万円) 523, 929百万円
H 2 2	(566, 717百万円) 553, 587百万円
H 2 3	(546, 542百万円) 567, 040百万円
H 2 4	(549, 281百万円) 584, 334百万円
H 2 5	(552, 462百万円) 602, 823百万円
H 2 6	(647, 514百万円) 722, 404百万円
H 2 7	(658, 713百万円) 747, 267百万円
H 2 8	(715, 852百万円) 755, 413百万円
H 2 9	(725, 342百万円) 776, 033百万円
H 3 0	(740, 067百万円) 799, 265百万円
R 1	(755, 303百万円) 826, 242百万円
R 2	(774, 383百万円) 690, 403百万円
R 3	(711, 255百万円) 711, 255百万円
R 4	744, 166百万円
R 5	721, 196百万円
R 6	722, 646百万円
R 7	722, 700百万円
R 8	723, 497百万円
R 9	724, 795百万円
R 1 0	723, 289百万円
R 1 1	725, 939百万円
R 1 2	725, 393百万円
R 1 3	726, 679百万円
R 1 4	724, 802百万円
R 1 5	726, 336百万円
R 1 6	727, 979百万円
R 1 7	722, 902百万円
R 1 8	713, 979百万円
R 1 9	706, 969百万円
R 2 0	699, 958百万円
R 2 1	694, 798百万円
R 2 2	685, 885百万円
R 2 3	678, 842百万円
R 2 4	671, 792百万円
R 2 5	666, 599百万円
R 2 6	657, 831百万円
R 2 7	650, 842百万円
R 2 8	643, 803百万円
R 2 9	638, 500百万円
R 3 0	629, 810百万円
R 3 1	622, 805百万円
R 3 2	615, 803百万円
R 3 3	610, 411百万円
R 3 4	601, 703百万円
R 3 5	594, 641百万円
R 3 6	587, 588百万円
R 3 7	582, 155百万円
R 3 8	573, 590百万円
R 3 9	566, 594百万円
R 4 0	559, 551百万円
R 4 1	554, 012百万円
R 4 2	545, 553百万円
R 4 3	538, 537百万円
R 4 4	531, 519百万円
R 4 5	146, 570百万円

(注1) 平成18年度から令和2年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、令和3年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

1. (1) ②ホの本文中「(ニ)」を「(ハ)」に改め、同(イ)を削り、同(ロ)のうち「大蔵谷インターチェンジの料金所の供用開始の日から」を削り、同(ロ)を(イ)、同(ハ)を(ロ)、同(ニ)を(ハ)とする。

1. (1) ②キの本文中「次の(イ)及び(ロ)」を「次の(イ)から(ハ)」、同(イ)のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで」を「令和5年3月31日まで」に改め、同(ロ)及び(ハ)を次のとおり改める。

(ロ) 令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

イ) 宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

						丹波
					京丹波みずほ	301.536
				京丹波わち	378.288	529.824
			綾部安国寺	293.664	521.952	673.488
		綾部ジャンクション	201.168	344.832	573.120	724.656
	舞鶴大江	388.128	439.296	582.960	811.248	962.784
宮津天橋立	372.384	610.512	661.680	805.344	1,033.632	1,185.168

普通車

						丹波
					京丹波みずほ	339.420
				京丹波わち	435.360	624.780
			綾部安国寺	329.580	614.940	804.360
		綾部ジャンクション	213.960	393.540	678.900	868.320
	舞鶴大江	447.660	511.620	691.200	976.560	1,165.980
宮津天橋立	427.980	725.640	789.600	969.180	1,254.540	1,443.960

中型車

						丹波
					京丹波みずほ	377.304
				京丹波わち	492.432	719.736
			綾部安国寺	365.496	707.928	935.232
		綾部ジャンクション	226.752	442.248	784.680	1,011.984
	舞鶴大江	507.192	583.944	799.440	1,141.872	1,369.176
宮津天橋立	483.576	840.768	917.520	1,133.016	1,475.448	1,702.752

大型車

						丹波
					京丹波みずほ	462. 543
				京丹波わち	620. 844	933. 387
			綾部安国寺	446. 307	917. 151	1, 229. 694
		綾部ジャンクション	255. 534	551. 841	1, 022. 685	1, 335. 228
	舞鶴大江	641. 139	746. 673	1, 042. 980	1, 513. 824	1, 826. 367
宮津天橋立	608. 667	1, 099. 806	1, 205. 340	1, 501. 647	1, 972. 491	2, 285. 034

特大車

						丹波
					京丹波みずほ	670. 905
				京丹波わち	934. 740	1, 455. 645
			綾部安国寺	643. 845	1, 428. 585	1, 949. 490
		綾部ジャンクション	325. 890	819. 735	1, 604. 475	2, 125. 380
	舞鶴大江	968. 565	1, 144. 455	1, 638. 300	2, 423. 040	2, 943. 945
宮津天橋立	914. 445	1, 733. 010	1, 908. 900	2, 402. 745	3, 187. 485	3, 708. 390

ロ) 丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		八木中・千代川
	八木西	194. 175
丹波・園部	—	388. 350

普通車

		八木中・千代川
	八木西	242. 719
丹波・園部	—	485. 437

中型車

		八木中・千代川
	八木西	291. 263
丹波・園部	—	582. 525

大型車

		八木中・千代川
	八木西	388. 350
丹波・園部	—	776. 700

特大車

		八木中・千代川
	八木西	679. 612
丹波・園部	—	1, 359. 224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
丹波インターチェンジから 園部インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612
八木東インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	194. 175	242. 719	291. 263	388. 350	679. 612

ハ) 千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間

軽自動車等

					大山崎
				長岡京	95. 239
			大原野	190. 477	238. 096
		沓掛	—	—	—
	篠	194. 175	—	428. 572	476. 191
千代川・大井・亀岡	194. 175	388. 350	—	619. 048	666. 667

普通車

					大山崎
				長岡京	95. 239
			大原野	238. 096	285. 715
		沓掛	—	—	—
	篠	242. 719	—	523. 810	571. 429
千代川・大井・亀岡	242. 719	485. 437	—	761. 905	809. 524

中型車

					大山崎
				長岡京	95. 239
			大原野	285. 715	333. 334
		沓掛	—	—	—
	篠	291. 263	—	619. 048	666. 667
千代川・大井・亀岡	291. 263	582. 525	—	904. 762	952. 381

大型車

				大山崎
			長岡京	142. 858
		大原野	380. 953	476. 191
	沓掛	—	—	—

	篠	388. 350	—	857. 143	952. 381
千代川・大井・亀岡	388. 350	776. 700	—	1, 238. 096	1, 333. 334

特大車

				長岡京	大山崎
				666. 667	285. 715
		沓掛	大原野	666. 667	809. 524
		沓掛	—	—	—
	篠	679. 612	—	1, 476. 191	1, 571. 429
千代川・大井・亀岡	679. 612	1, 359. 224	—	2, 142. 858	2, 238. 096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 大井インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981
千代川インターチェンジ又は 大井インターチェンジから 亀岡インターチェンジまで	145. 632	194. 175	242. 719	339. 806	533. 981

(ハ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降
軽自動車等

																	大山崎																	
																	長岡京	175. 584																
																	大原野	289. 728	315. 312															
																	沓掛	—	—	—														
																	篠	248. 400	—	415. 680	441. 264													
																	亀岡	258. 240	356. 640	—	523. 920	549. 504												
																	大井	201. 168	309. 408	407. 808	—	575. 088	600. 672											
																	千代川	199. 200	250. 368	358. 608	457. 008	—	624. 288	649. 872										
																	八木東	211. 008	260. 208	311. 376	419. 616	518. 016	—	685. 296	710. 880									
																	八木中	—	—	—	—	—	—	—	—									
																	八木西	179. 520	—	264. 144	313. 344	364. 512	472. 752	571. 152	—	738. 432	764. 016							
																	園部	—	258. 240	—	342. 864	392. 064	443. 232	551. 472	649. 872	—	817. 152	842. 736						
																	丹波	256. 272	—	364. 512	—	449. 136	498. 336	549. 504	657. 744	756. 144	—	923. 424	949. 008					
																	京丹波みずほ	301. 536	407. 808	—	516. 048	—	600. 672	649. 872	701. 040	809. 280	907. 680	—	1, 074. 960	1, 100. 544				
																	京丹波わち	378. 288	529. 824	636. 096	—	744. 336	—	828. 960	878. 160	929. 328	1, 037. 568	1, 135. 968	—	1, 303. 248	1, 328. 832			
																	綾部安国寺	293. 664	521. 952	673. 488	779. 760	—	888. 000	—	972. 624	1, 021. 824	1, 072. 992	1, 181. 232	1, 279. 632	—	1, 446. 912	1, 472. 496		
																	綾部ジャンクション	201. 168	344. 832	573. 120	724. 656	830. 928	—	939. 168	—	1, 023. 792	1, 072. 992	1, 124. 160	1, 232. 400	1, 330. 800	—	1, 498. 080	1, 523. 664	
																	舞鶴大江	388. 128	439. 296	582. 960	811. 248	962. 784	1, 069. 056	—	1, 177. 296	—	1, 261. 920	1, 311. 120	1, 362. 288	1, 470. 528	1, 568. 928	—	1, 736. 208	1, 761. 792
宮津天橋立	372. 384	610. 512	661. 680	805. 344	1, 033. 632	1, 185. 168	1, 291. 440	—	1, 399. 680	—	1, 484. 304	1, 533. 504	1, 584. 672	1, 692. 912	1, 791. 312	—	1, 958. 592	1, 984. 176																

普通車

																大山崎		
															長岡京	181. 980		
														大原野	324. 660	356. 640		
													沓掛	—	—	—		
												篠	273. 000	—	482. 100	514. 080		
											亀岡	285. 300	408. 300	—	617. 400	649. 380		
										大井	213. 960	349. 260	472. 260	—	681. 360	713. 340		
									千代川	211. 500	275. 460	410. 760	533. 760	—	742. 860	774. 840		
								八木東	226. 260	287. 760	351. 720	487. 020	610. 020	—	819. 120	851. 100		
							八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
						八木西	186. 900	—	292. 680	354. 180	418. 140	553. 440	676. 440	—	885. 540	917. 520		
					園部	—	285. 300	—	391. 080	452. 580	516. 540	651. 840	774. 840	—	983. 940	1, 015. 920		
				丹波	282. 840	—	418. 140	—	523. 920	585. 420	649. 380	784. 680	907. 680	—	1, 116. 780	1, 148. 760		
			京丹波みずほ	339. 420	472. 260	—	607. 560	—	713. 340	774. 840	838. 800	974. 100	1, 097. 100	—	1, 306. 200	1, 338. 180		
		京丹波わち	435. 360	624. 780	757. 620	—	892. 920	—	998. 700	1, 060. 200	1, 124. 160	1, 259. 460	1, 382. 460	—	1, 591. 560	1, 623. 540		
		綾部安国寺	329. 580	614. 940	804. 360	937. 200	—	1, 072. 500	—	1, 178. 280	1, 239. 780	1, 303. 740	1, 439. 040	1, 562. 040	—	1, 771. 140	1, 803. 120	
		綾部ジャンクション	213. 960	393. 540	678. 900	868. 320	1, 001. 160	—	1, 136. 460	—	1, 242. 240	1, 303. 740	1, 367. 700	1, 503. 000	1, 626. 000	—	1, 835. 100	1, 867. 080
	舞鶴大江	447. 660	511. 620	691. 200	976. 560	1, 165. 980	1, 298. 820	—	1, 434. 120	—	1, 539. 900	1, 601. 400	1, 665. 360	1, 800. 660	1, 923. 660	—	2, 132. 760	2, 164. 740
宮津天橋立	427. 980	725. 640	789. 600	969. 180	1, 254. 540	1, 443. 960	1, 576. 800	—	1, 712. 100	—	1, 817. 880	1, 879. 380	1, 943. 340	2, 078. 640	2, 201. 640	—	2, 410. 740	2, 442. 720

中型車

																		大山崎
																	長岡京	188.376
																大原野	359.592	397.968
															沓掛	—	—	—
														篠	297.600	—	548.520	586.896
													亀岡	312.360	459.960	—	710.880	749.256
												大井	226.752	389.112	536.712	—	787.632	826.008
											千代川	223.800	300.552	462.912	610.512	—	861.432	899.808
										八木東	241.512	315.312	392.064	554.424	702.024	—	952.944	991.320
									八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
								八木西	194.280	—	321.216	395.016	471.768	634.128	781.728	—	1,032.648	1,071.024
							園部	—	312.360	—	439.296	513.096	589.848	752.208	899.808	—	1,150.728	1,189.104
						丹波	309.408	—	471.768	—	598.704	672.504	749.256	911.616	1,059.216	—	1,310.136	1,348.512
					京丹波みずほ	377.304	536.712	—	699.072	—	826.008	899.808	976.560	1,138.920	1,286.520	—	1,537.440	1,575.816
				京丹波わち	492.432	719.736	879.144	—	1,041.504	—	1,168.440	1,242.240	1,318.992	1,481.352	1,628.952	—	1,879.872	1,918.248
			綾部安国寺	365.496	707.928	935.232	1,094.640	—	1,257.000	—	1,383.936	1,457.736	1,534.488	1,696.848	1,844.448	—	2,095.368	2,133.744
		綾部ジャンクション	226.752	442.248	784.680	1,011.984	1,171.392	—	1,333.752	—	1,460.688	1,534.488	1,611.240	1,773.600	1,921.200	—	2,172.120	2,210.496
	舞鶴大江	507.192	583.944	799.440	1,141.872	1,369.176	1,528.584	—	1,690.944	—	1,817.880	1,891.680	1,968.432	2,130.792	2,278.392	—	2,529.312	2,567.688
宮津天橋立	483.576	840.768	917.520	1,133.016	1,475.448	1,702.752	1,862.160	—	2,024.520	—	2,151.456	2,225.256	2,302.008	2,464.368	2,611.968	—	2,862.888	2,901.264

大型車

																大山崎								
															長岡京	202.767								
														大原野	438.189	490.956								
													沓掛	—	—	—								
											篠	352.950	—	697.965	750.732									
									亀岡	373.245	576.195	—	921.210	973.977										
							大井	255.534	478.779	681.729	—	1,026.744	1,079.511											
					千代川	251.475	357.009	580.254	783.204	—	1,128.219	1,180.986												
				八木東	275.829	377.304	482.838	706.083	909.033	—	1,254.048	1,306.815												
			八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
		八木西	210.885	—	385.422	486.897	592.431	815.676	1,018.626	—	1,363.641	1,416.408												
	園部	—	373.245	—	547.782	649.257	754.791	978.036	1,180.986	—	1,526.001	1,578.768												
		丹波	369.186	—	592.431	—	766.968	868.443	973.977	1,197.222	1,400.172	—	1,745.187	1,797.954										
			京丹波みずほ	462.543	681.729	—	904.974	—	1,079.511	1,180.986	1,286.520	1,509.765	1,712.715	—	2,057.730	2,110.497								
				京丹波わち	620.844	933.387	1,152.573	—	1,375.818	—	1,550.355	1,651.830	1,757.364	1,980.609	2,183.559	—	2,528.574	2,581.341						
					綾部安国寺	446.307	917.151	1,229.694	1,448.880	—	1,672.125	—	1,846.662	1,948.137	2,053.671	2,276.916	2,479.866	—	2,824.881	2,877.648				
						綾部ジャンクション	255.534	551.841	1,022.685	1,335.228	1,554.414	—	1,777.659	—	1,952.196	2,053.671	2,159.205	2,382.450	2,585.400	—	2,930.415	2,983.182		
							舞鶴大江	641.139	746.673	1,042.980	1,513.824	1,826.367	2,045.553	—	2,268.798	—	2,443.335	2,544.810	2,650.344	2,873.589	3,076.539	—	3,421.554	3,474.321
宮津天橋立	608.667	1,099.806	1,205.340	1,501.647	1,972.491	2,285.034	2,504.220	—	2,727.465	—	2,902.002	3,003.477	3,109.011	3,332.256	3,535.206	—	3,880.221	3,932.988						

特大車

																		大山崎
																	長岡京	237. 945
																大原野	630. 315	718. 260
															沓掛	—	—	—
														篠	488. 250	—	1, 063. 275	1, 151. 220
													亀岡	522. 075	860. 325	—	1, 435. 350	1, 523. 295
												大井	325. 890	697. 965	1, 036. 215	—	1, 611. 240	1, 699. 185
											千代川	319. 125	495. 015	867. 090	1, 205. 340	—	1, 780. 365	1, 868. 310
										八木東	359. 715	528. 840	704. 730	1, 076. 805	1, 415. 055	—	1, 990. 080	2, 078. 025
									八木中	—	—	—	—	—	—	—	—	—
								八木西	251. 475	—	542. 370	711. 495	887. 385	1, 259. 460	1, 597. 710	—	2, 172. 735	2, 260. 680
							園部	—	522. 075	—	812. 970	982. 095	1, 157. 985	1, 530. 060	1, 868. 310	—	2, 443. 335	2, 531. 280
						丹波	515. 310	—	887. 385	—	1, 178. 280	1, 347. 405	1, 523. 295	1, 895. 370	2, 233. 620	—	2, 808. 645	2, 896. 590
					京丹波みずほ	670. 905	1, 036. 215	—	1, 408. 290	—	1, 699. 185	1, 868. 310	2, 044. 200	2, 416. 275	2, 754. 525	—	3, 329. 550	3, 417. 495
				京丹波わち	934. 740	1, 455. 645	1, 820. 955	—	2, 193. 030	—	2, 483. 925	2, 653. 050	2, 828. 940	3, 201. 015	3, 539. 265	—	4, 114. 290	4, 202. 235
			綾部安国寺	643. 845	1, 428. 585	1, 949. 490	2, 314. 800	—	2, 686. 875	—	2, 977. 770	3, 146. 895	3, 322. 785	3, 694. 860	4, 033. 110	—	4, 608. 135	4, 696. 080
		綾部ジャンクション	325. 890	819. 735	1, 604. 475	2, 125. 380	2, 490. 690	—	2, 862. 765	—	3, 153. 660	3, 322. 785	3, 498. 675	3, 870. 750	4, 209. 000	—	4, 784. 025	4, 871. 970
	舞鶴大江	968. 565	1, 144. 455	1, 638. 300	2, 423. 040	2, 943. 945	3, 309. 255	—	3, 681. 330	—	3, 972. 225	4, 141. 350	4, 317. 240	4, 689. 315	5, 027. 565	—	5, 602. 590	5, 690. 535
宮津天橋立	914. 445	1, 733. 010	1, 908. 900	2, 402. 745	3, 187. 485	3, 708. 390	4, 073. 700	—	4, 445. 775	—	4, 736. 670	4, 905. 795	5, 081. 685	5, 453. 760	5, 792. 010	—	6, 367. 035	6, 454. 980

1. (1) ③ロのうち、「中 ((ロ) に定める期間を除く。)」を「中 ((ロ) (イ) の区間に限る。) 及び (ハ) に定める期間を除く。)」に改める。

1. (2) ②ロ (イ) ただし書きのうち、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

1. (2) ⑧ハのうち、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

1. (2) ⑮イのうち「①から⑫ (ただし、④及び⑤を除く)」を「①から⑫ (ただし、④及び⑤を除く) 及び⑮」に、同ハのうち「④と①、③、⑥又は⑧から⑪まで」を「④と①、③、⑥、⑧から⑪まで又は⑮」に、同ハ (ロ) のうち「④と③、⑥又は⑨から⑪まで」を「④と③、⑥、⑨から⑪まで又は⑮」に改める。

1. (2) のうち、⑮を1繰り下げ、同⑮に次を加える。

⑮ 二輪車定率割引

イ 割引をする自動車

ハに定める期間のうち休日 (ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。) の1日間に、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路を、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等 (ただし、別添1-1若しくは別添1-2に掲げる自動車の種類がイ (ただし、二輪自動車に限る。) 若しくはハ、又は別添1-4に掲げる自動車の種類がイ (ただし、二輪自動車に限る。) 若しくはロに限る。) 及び普通車 (ただし、別添1-3に掲げる自動車の種類がイ (ただし、二輪自動車に限る。) 又はロに限る。) で、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。。

ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の1回の通行のキロ程が100キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3、別添5 (ただし、京都縦貫自動車道は除く。) 及び別添8のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。

なお、次表に掲げる場合 (二以上の場合に該当するときを含む。) は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間並びに第二神明道路及び第二阪奈道路を除く一般有料道路を含む場合。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を、中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジを経由し連続

して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

割引率は３７．５パーセントとし、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間（（１）④）ただし書きにより、同ハ（ロ）の額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）及び一般有料道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、対距離制区間と京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、八代日奈久道路、江津道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、湯浅御坊道路、今治小松道路若しくは京都縦貫自動車道（ただし、千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）を連続して通行する場合、又は区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田と泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線又は堺泉北道路、湯浅御坊道路若しくは南阪奈道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間）により算出することとし、それぞれの割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

令和４年４月２日から同年１１月２７日まで。

１．（４）を（５）、同（５）を（６）とし、同（４）に次を加える。

（４）ＥＴＣ車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可

能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

①ＥＴＣ車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、（１）に定める方法により算出したＥＴＣ車以外の自動車に適用する料金の額及び（２）に定める割引制度のうちＥＴＣ車以外の自動車に適用する割引制度とする。

②①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に届け出るものとする。

２．のうち、「令和４５年７月１３日」を「令和４５年７月９日」に改める。

別添３中、中国横断自動車道尾道松江線（三刀屋木次・松江玉造間）のうち、「加茂ＢＳスマート」を「雲南加茂スマート」に、山陰自動車道鳥取益田線（宍道ジャンクション・出雲間）のうち、「加茂ＢＳスマート」を「雲南加茂スマート」に改める。

別添５を別添５のとおり改める。

別添６のうち、Ａの項中、

「	京都縦貫自動車道のうち丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）	」
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）	
	京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。）	

を

「	京都縦貫自動車道のうち丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間（令和５年３月３１日までとする。）	」
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間（令和５年３月３１日までとする。）	
	京都縦貫自動車道（令和５年４月１日以降とする。）	

に改める。

別添 7 を次のとおり改める。

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ [○]											
大口	×	大口										
深夜	○	○	深夜									
休日	○	○	×	休日								
近迂	○	○	○	×	近迂							
沖特	○	○	○	×	×	沖特						
延地	×	×	×	×	×	×	延地					
広連	○	×	×	×	×	×	×	広連				
障割	○	×	×	×	○	○	×	×	障割			
路バス	×	○	○	×	○	○	×	×	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪	

(注)「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	近畿自動車道等迂回利用割引、二輪車定率割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別添 7 の次に別添 8 を加える。

別添5 一般有料道路等のキロ程（単位：キロメートル）

京滋バイパス

										久御山淀
									久御山	2.4
							巨椋	久御山 ジャンクション	—	3.1
						宇治西	—	—	—	—
			笠取	宇治東	1.9	3.6	—	—	—	6.7
			—	—	—	—	—	—	—	—
		南郷	—	5.1	7.4	9.3	11.0	—	—	14.1
	石山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瀬田東	—	4.9	—	11.9	14.2	16.1	17.8	—	—	20.9
	—	7.9	—	14.9	17.2	19.1	20.8	—	—	23.9

第二京阪道路

[illegible]

淀川左岸線延伸部

		西日本・ 阪神接続部
門真	門真西	0.4
ジャンクション	—	1.1

(注) 西日本・阪神接続部とは
大阪市鶴見区緑地公園をいう。

広島岩国道路

					大竹
				大竹西	ジャンクション
			大竹	ジャンクション	—
		大野		0.7	0.7
	廿日市		8.3	9.0	9.0
廿日市	ジャンクション	4.7	13.0	13.7	13.7
	2.5	7.2	15.5	16.2	16.2

八代日奈久道路

		日奈久
	八代南	
八代		5.4
ジャンクション	6.6	12.0

江津道路

			浜田
		浜田東	ジャンクション
	江江西		3.4
江津		6.0	9.4
	5.1	11.1	14.5

椎田道路

			椎田南
		椎田	
	築城		1.7
みやこ		4.9	6.6
豊津	2.3	7.2	8.9

宇佐別府道路

宇佐	院内	安心院	大分農業	速見
			文化公園	6.3
		5.2	6.3	12.6
		8.3	11.5	17.8
	—		14.6	20.9

日出バイパス

速見	日出
	9.0

延岡南道路

起点・ 延岡南	門川
	2.6

隼人道路

		加治木
	隼人西	
隼人東		2.5
	3.6	6.1

湯浅御坊道路

					湯浅	有田南	有田
				広川		2.7	3.9
		広川南			—	5.2	6.4
	川辺			4.5	—	9.7	10.9
御坊		—		8.5	—	13.7	14.9
	4.5	—		13.0	—	18.2	19.4

今治小松道路

			終点
		いよ小松	
	東予丹原	北	—
今治		3.0	4.0
湯ノ浦	9.0	12.0	13.0

京都縦貫自動車道

令和5年3月31日まで

		八木中				大山崎	
		八木西				長岡京	
			1.5				1.3
丹波	園部	—	5.5	香掛	大原野	7.1	8.4
	5.4	—	10.9		—	—	—
				篠	—	—	—
				5.0	—	13.5	14.8
				5.5	10.5	—	19.0
							20.3

令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

					丹波								八木中								大山崎		
					京丹波								八木西								長岡京		
					みずほ								1.5								1.3		
					京丹波								5.5								8.4		
					わち								10.9								7.1		
					7.3								5.4								—		
					11.6								—								—		
					18.9								—								—		
					26.6								—								—		
					21.5								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					44.9								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—								—		
					41.3								—								—		
					52.6								—								—		
					29.2								—										

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

[illegible]

兵庫県道路公社が管理する道路（播但連絡道路）

[illegible]

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道28号）

										鳴門	
										鳴門北	
										7.3	
										7.1	
										14.4	
										23.2	
										36.7	
										32.7	
										25.4	
										18.3	
										9.5	
										4.0	
										7.9	
										11.9	
										21.4	
										30.2	
										37.3	
										44.6	
										40.3	
										31.5	
										22.0	
										18.0	
										10.1	
										8.8	
										26.8	
										30.8	
										40.3	
										49.1	
										56.2	
										63.5	
										54.5	
										45.7	
										36.2	
										32.2	
										24.3	
										14.2	
										5.4	
										16.7	
										11.3	
										15.1	
										20.5	
										29.3	
										34.3	
										44.4	
										52.3	
										56.3	
										65.8	
										74.6	
										81.7	
										89.0	
										76.7	
										69.6	
										60.8	
										51.3	
										47.3	
										39.4	
										29.3	
										20.5	
										15.1	
										8.8	
										5.0	
										3.8	
										11.3	
										16.7	
										25.5	
										35.6	
										43.5	
										47.5	
										57.0	
										65.8	
										72.9	
										80.2	
										84.0	
										89.0	
										81.7	
										74.6	
										65.8	
										56.3	
										52.3	
										44.4	
										34.3	
										25.5	
										20.1	
										15.1	
										11.3	
										8.8	
										5.0	
										3.8	
										11.3	
										16.7	
										25.5	
										35.6	
										43.5	
										47.5	
										57.0	
										65.8	
										72.9	
										80.2	
										84.0	
										89.0	
										81.7	
										74.6	
										65.8	
										56.3	
										52.3	
										44.4	
										34.3	
										25.5	
										20.1	
										15.1	
										11.3	
										8.8	
										5.0	
										3.8	
										11.3	
										16.7	
										25.5	
										35.6	
										43.5	
										47.5	
										57.0	
										65.8	
										72.9	
										80.2	
										84.0	
										89.0	
										81.7	
										74.6	
										65.8	
										56.3	
										52.3	
										44.4	
										34.3	
										25.5	
										20.1	
										15.1	
										11.3	
										8.8	
										5.0	
										3.8	
										11.3	
										16.7	

京都府道路公社が管理する道路（綾部宮津道路）

		綾部
	舞鶴大江	ジャンクション
宮津		12.1
天橋立	11.3	23.4

京都府道路公社が管理する道路（丹波綾部道路）

				丹波
			京丹波	
			みずほ	7.7
	綾部	京丹波		
		わち	11.6	19.3
綾部	安国寺	7.3	18.9	26.6
ジャクソン	2.6	9.9	21.5	29.2

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）

早島	水島	児島	与島 ハネンゲ ユイア	坂出北	坂出
					2.6
				8.2	10.8
				7.7	15.9
早島	8.2	10.6	18.3	26.5	29.1
				26.5	37.3
				34.7	37.3

別添8 二輪車定率割引で用いるキロ程（単位：キロメートル）

近畿自動車道天理吹田線（天理・松原又は長原間）

[illegible]

近畿自動車道天理吹田線（松原・吹田間）

[illegible]

近畿自動車道松原那智勝浦線（長原・岸和田和泉間）

長原	松原	松原	美原北	美原	美原南	堺	堺	岸和田
								和泉
	ジ ャンクショ ン	0.9	4.1	4.6	—	12.6	13.4	10.1
								—
	ジ ャンクショ ン	0.9	1.8	5.0	5.5	—	13.5	—
								—
	ジ ャンクショ ン	0.9	1.8	5.0	5.5	—	13.5	—
								—

油小路線

起点	鴨川西	上鳥羽	城南宮北	城南宮南	伏見	終点
						—
	—	—	0.5	—	—	1.4
						3.4
	—	—	2.1	—	4.8	5.2
						6.8
	—	—	2.7	—	5.4	7.4
						—

鹿児島道路

市来	美山	伊集院
		11.1
	—	11.1

伊集院	松元	鹿児島西
		5.4
	4.8	10.2

安来道路

米子西	安来	東出雲
		12.5
	6.6	19.1

京奈道路

城陽	田辺北	田辺西	精華下粕	精華学研	山田川
					1.6
	1.3	4.8	8.7	13.7	5.0
					5.0
	1.3	4.8	8.7	13.7	8.9
					8.9
	1.3	4.8	8.7	13.7	13.7
					13.7

山田川	木津
	2.9

堺泉北道路

平井	太平寺	菱木	取石	終点
				—
	—	1.0	3.3	—
				—
	—	1.5	3.8	4.2
	—	1.5	3.8	4.7
				—

広島呉道路

仁保	坂
	3.6

坂	天応	呉
		6.2
	6.0	12.2

長崎バイパス

起点	古賀市布	間ノ瀬	川平	終点
				3.3
	—	—	11.2	13.0
				13.0
	—	—	11.2	13.0
				13.0

南阪奈道路

							終点
						葛城	
					太子		—
				羽曳野東		5.5	7.5
			羽曳野	—	—	—	—
		美原東		2.6	4.8	10.3	12.3
	美原		—	—	—	—	—
美原		1.5	3.6	6.2	8.4	13.9	15.9
ジャンクション	—	2.5	4.6	7.2	9.4	14.9	16.9

京都縦貫自動車道

						千代川
				八木東		3.1
		八木中		—		—
		八木西		5.8		—
園部		—		9.8		—
丹波	5.4	—		15.2		—
						15.2

								大山崎
				大原野		長岡京		1.3
		沓掛		—		7.1		8.4
		篠		—		—		—
		亀岡		5.0		—		13.5
		大井		10.6		15.6		—
千代川	2.5	5.1		10.6		15.6		—
		5.1		10.6		15.6		—

関西国際空港連絡橋

りんくう	関西
	国際空港
9.2	

武雄佐世保道路

武雄南	波佐見
	有田
10.1	

	佐世保	佐世保
	三川内	大塔
波佐見	7.3	
	7.3	
有田		11.9

佐世保道路

	佐世保	佐世保
	みなと	大塔
佐世保	7.8	
	—	
中央		7.8

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫨本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稻生	愛媛県大洲市北只
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	74 キロメートル	791, 282 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	48, 688 百万円
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	155 キロメートル	64, 580 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	46 キロメートル	62, 870 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	13, 820 箇所	261, 347 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	46 キロメートル	117, 182 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特 2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7,861百万円
H 2 9	9,756百万円
H 3 0	13,246百万円
R 1	11,164百万円
R 2	32,061百万円
R 3	74,107百万円
R 4	102,581百万円
R 5	259,172百万円
R 6	210,857百万円
R 7	196,621百万円
R 8	170,863百万円
R 9	120,427百万円
R 1 0	133,294百万円
R 1 1	179,579百万円

(注1) 平成27年度から令和2年度は実績値を、令和3年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年3月25日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 渡 邊 大 樹

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 前 川 秀 和